

地域コミュニティ活動事例報告会

筑後市 事例発表



筑後市総務部協働推進課

筑後市の紹介①



面 積	41.78km ²
人 口	49,514人
世 帯 数	20,121世帯
小学校区	11校区
行政区数	76行政区

※令和2年12月31日現在

筑後市の紹介②



▲ 赤橋（矢部川）



▲ 水田天満宮



▲ 羽犬の塚



▲ 山梔窩



▲ ハゼ並木

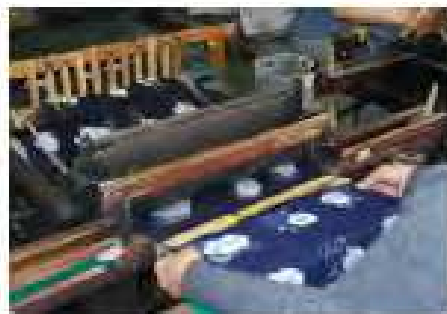


▲ 赤坂人形

筑後市の紹介③



▲ 恋木神社



▲ 久留米緋



▲ 県営筑後広域公園
(バーベキュー広場)



▲ 川の駅船小屋「恋ぼたる」
(物産館・温泉館)



▲ 鬼の修正会
(追儼祭)



▲ 久富観音堂盆綱曳き



▲ きせる祭り



▲ 水田天満宮稚児風流

筑後市の紹介④

筑後船小屋駅 H23.3～



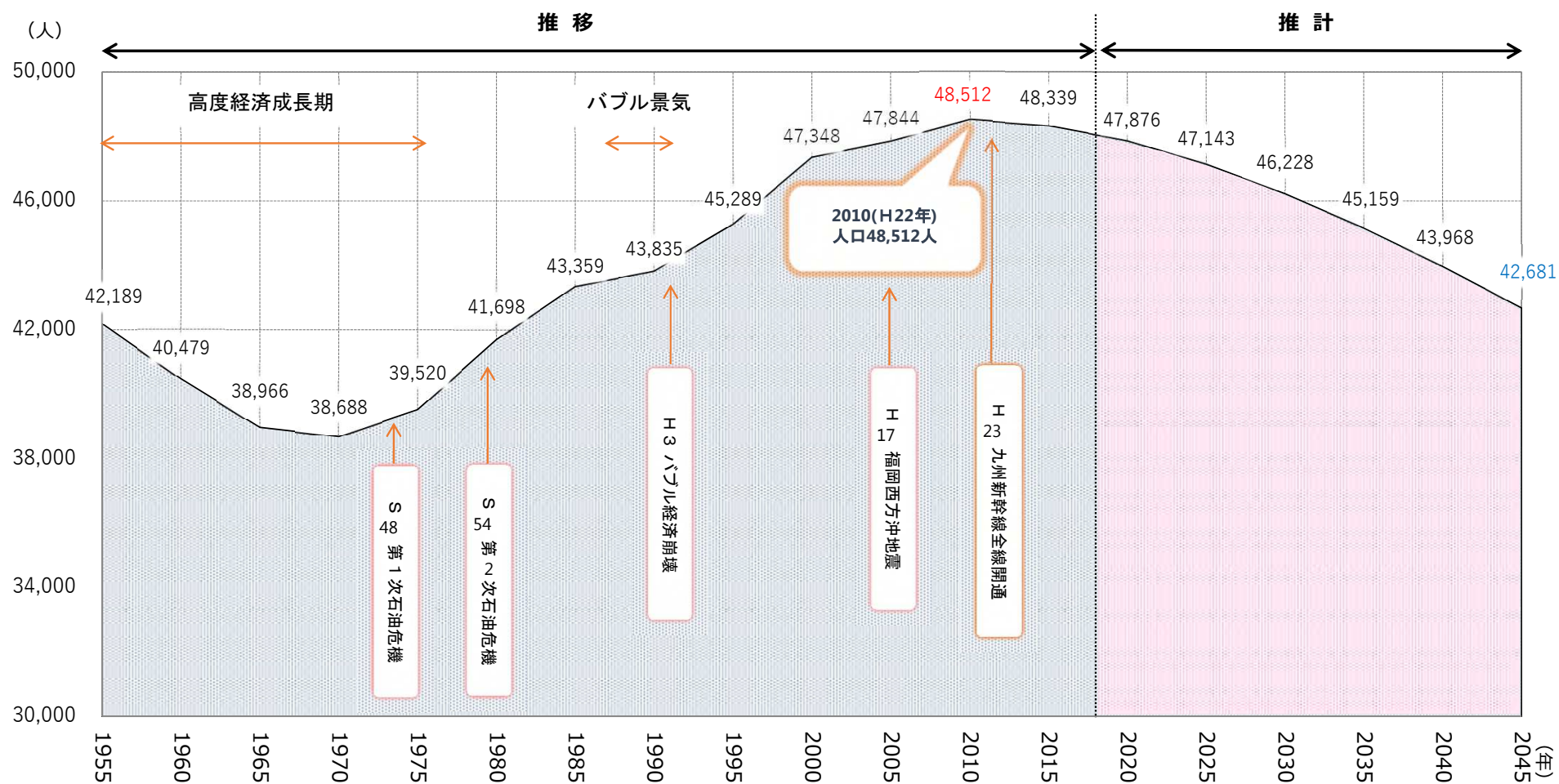
九州芸文館 H25.4～



HAWKSベースボールパーク H28.3～

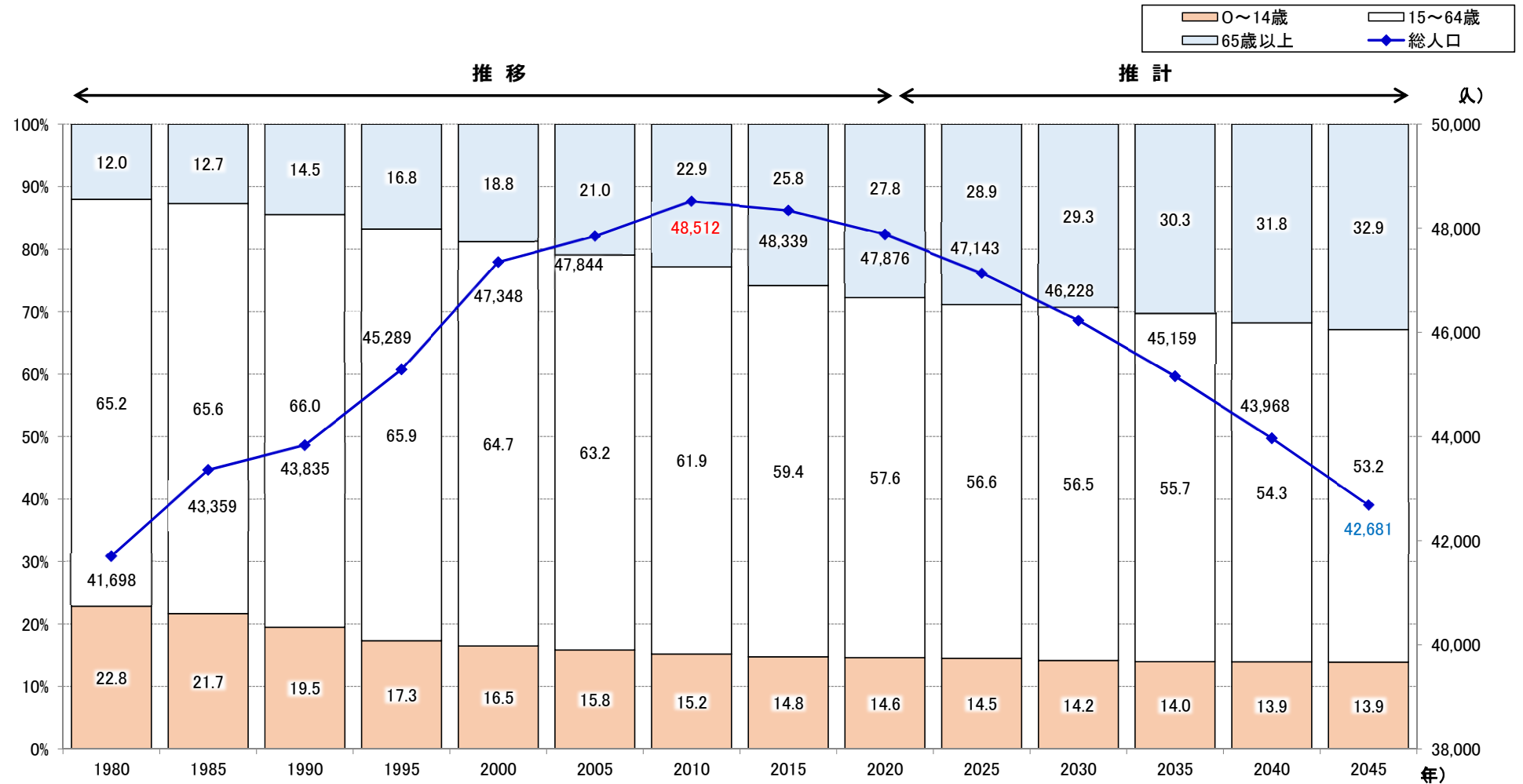


筑後市の総人口推移と推計値



出典：第六次総合計画・人口ビジョン

年齢3区分別人口構成比の推移と推計値



出典：第六次総合計画・人口ビジョン

筑後市の地域自治組織

行政区

- ・行政区とは、行政区長が管轄する担当区域（筑後市行政区長設置規則第3条）
- ・行政区長とは、地域住民の総意で選出された代表者
- ・市内に76行政区

校区コミュニティ協議会

- ・原則、小学校区を範囲とした協議会
- ・市内の小学校11校区中、現在9校区で立ち上げ
- ・校区内の各種団体によって構成

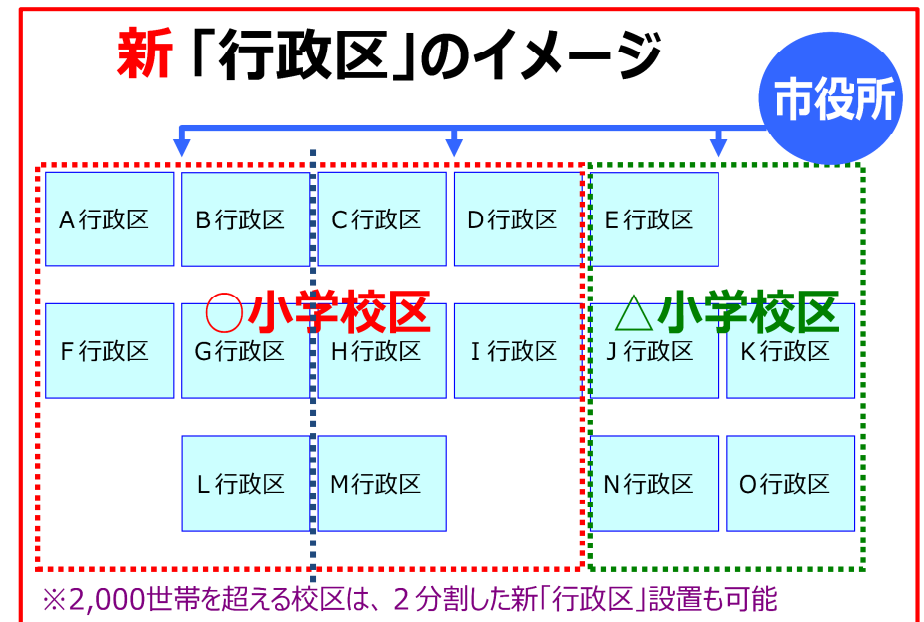
校区コミュニティ構想ができるまでの道のり①

平成13年12月、前々市長(桑野照史市長)就任

～今から体力をつけるための組織づくりをみんなで考え、みんなで作り上げる～ **市民**

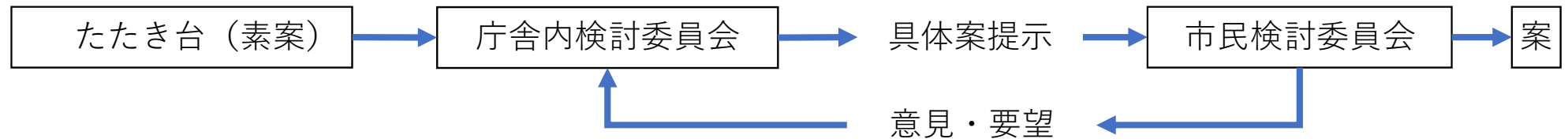
が主役のまちづくり」を提唱

地域コミュニティを活性化させるため、既存の行政区（76区）を小学校区へと再編するとともに、行政区長制度を廃止して、地域への補助金を使途が自由な交付金へと提案。



校区コミュニティ構想ができるまでの道のり②

【地域づくり委員会の進め方】



【地域づくり委員会で出た意見】



行政区再編や行政区長制度の廃止提案は見直し。

行政区は存続しながらも、持続可能なまちづくりを推進するため、小学校区を単位とした校区コミュニティ協議会を設立し、相互補完のまちづくりを進める。

筑後市の校区コミュニティ構想

校区コミュニティ構想

※地域の自主性により話がまとまった校区から取り組んでいく!

期待できる効果】

- ・事業の連携 ・若者女性の取込み ・参加者の増加
- ・豊富な人材確保 ・話し合いの組織へ

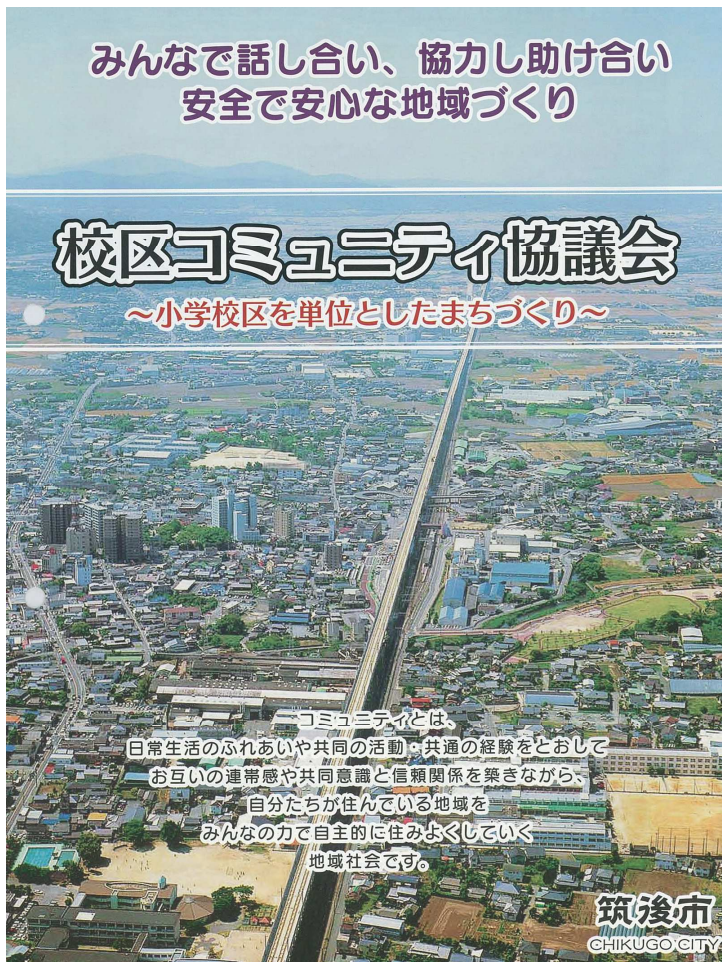
設立に向けた市の支援

校区コミュニティ協議会の事務費用等を交付します。(当初)

まず、協議会の規約から考えていきましょうか?

市職員が、協議会の設立準備段階から、地域に向き、サポートします。

校区コミュニティ協議会の話が決まったら、活動拠点を確保しましょう。活動拠点には担当者を配置します。



校区コミュニティ協議会の設置要件等

1 校区コミュニティ協議会の範囲

市内小学校区の範囲を基本とする

2 運営方針

規約に従って行動する

3 構成団体

- ・行政区 ・町内公民館 ・PTA ・子ども会 ・老人会
- ・民生委員及び児童委員 ・青少年健全育成校区民会議 ・環境美化巡視員
- ・その他必要な団体 などの団体で構成する。

4 校区分割要件

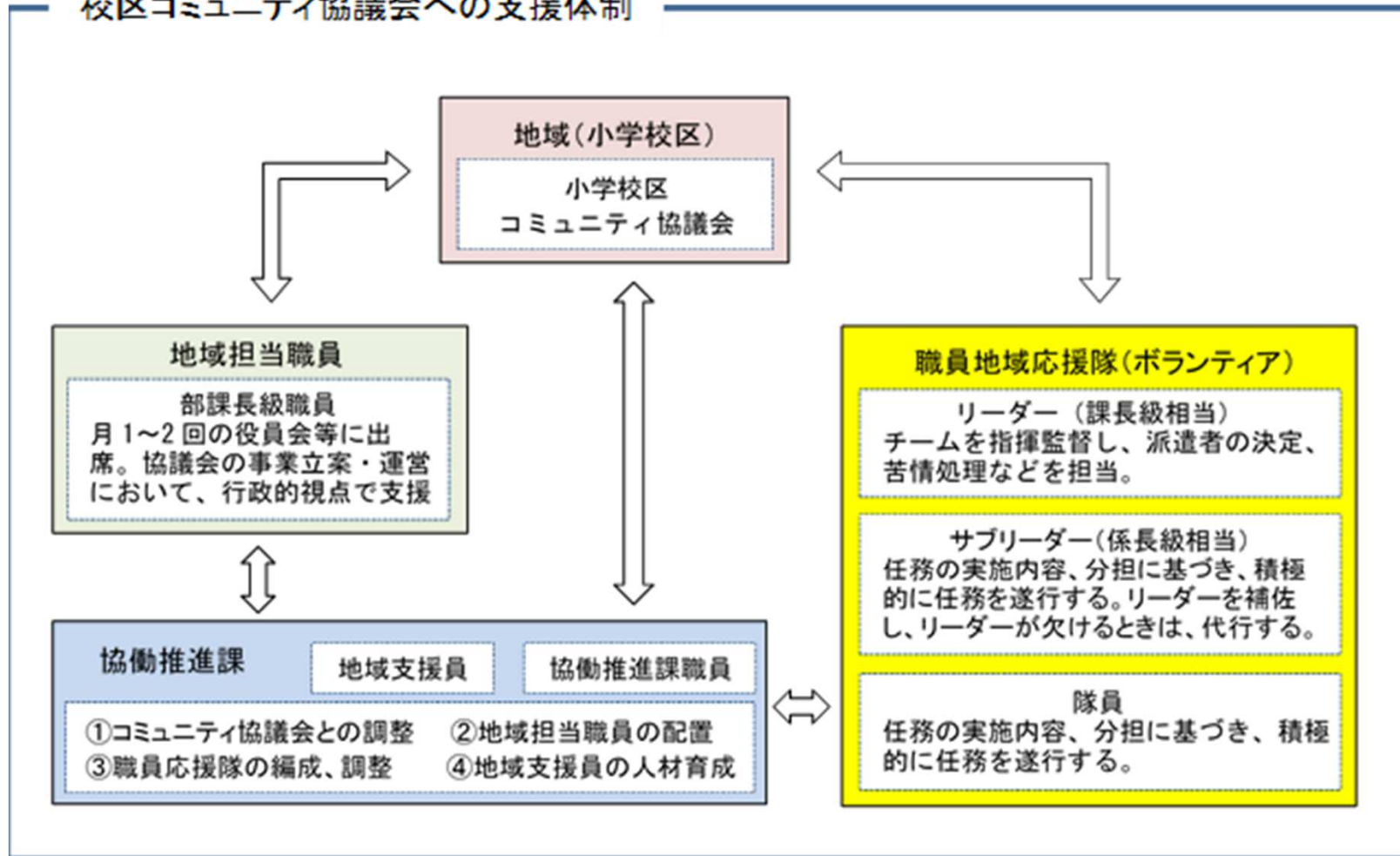
- ①校区内の世帯数が3,000世帯を超えていること
- ②分割後の範囲内の世帯数が800世帯を下回っていないこと
- ③行政区、町内公民館が分割後に単独で構成されないこと

地域自治組織への支援策①

	行政区	校区コミュニティ協議会
人材	・ 行政区長会運営事務 ・ 行政区長会研修	・ 地域担当職員（部課長級職員）の配置 ・ 地域支援員の配置 ・ 「職員地域応援隊」の発足
資源	・ 掲示板の設置	・ 事務所の整備（市有施設の活用や、民間施設の借用による整備） ・ 公共施設の指定管理
財源	・ 行政区活動補助金 2,810円×世帯数（内訳） - 運営費補助金 1,500円×世帯数 - 地域づくり活動補助金 700円×世帯数※対象事業の2/3 - 隣組活動補助金 610円×世帯数	・ 準備補助金（10万円、1回限り） ・ 拠点施設整備補助金（100万円、1回限り） ・ 運営費補助金（75万円、役員報償費含む） ・ 基本事業費補助金（30万円） ・ 提案事業費補助金（30万円、補助率2/3）

地域自治組織への支援策②

校区コミュニティ協議会への支援体制



職員地域応援隊

職員地域応援隊のねらい

市職員が、地域の応援隊員として自主的に地域活動に参加し、地域と職員との交流の機会が増えることによって、地域が活性化し、協働のまちづくりがさらに推進することを期待。

【地域との交流から得られるもの】

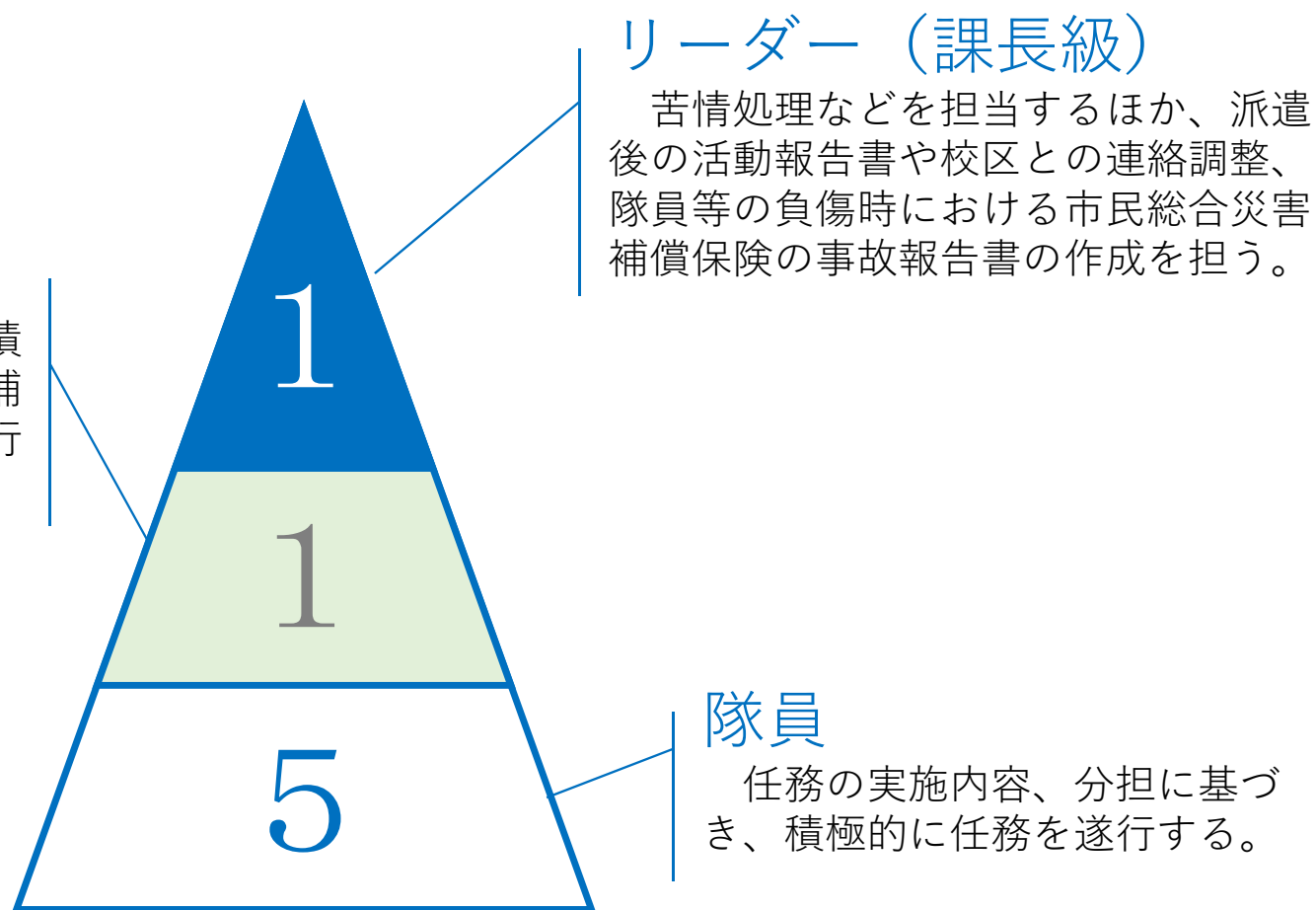
- ・「自分のまちの声に触れ、自分のまちを知る」ことができる。
- ・ 地域活動への参加は、住民との間に「顔の見える関係」が構築されることで、相互の理解と信頼関係の創出につながる。
- ・ 市役所と住民とのパイプ役となり、縦割り行政の是正が期待される。
- ・ 地域住民と接することで、コミュニケーション能力形成が高まる。



職員地域応援隊の構成

サブリーダー（係長級）

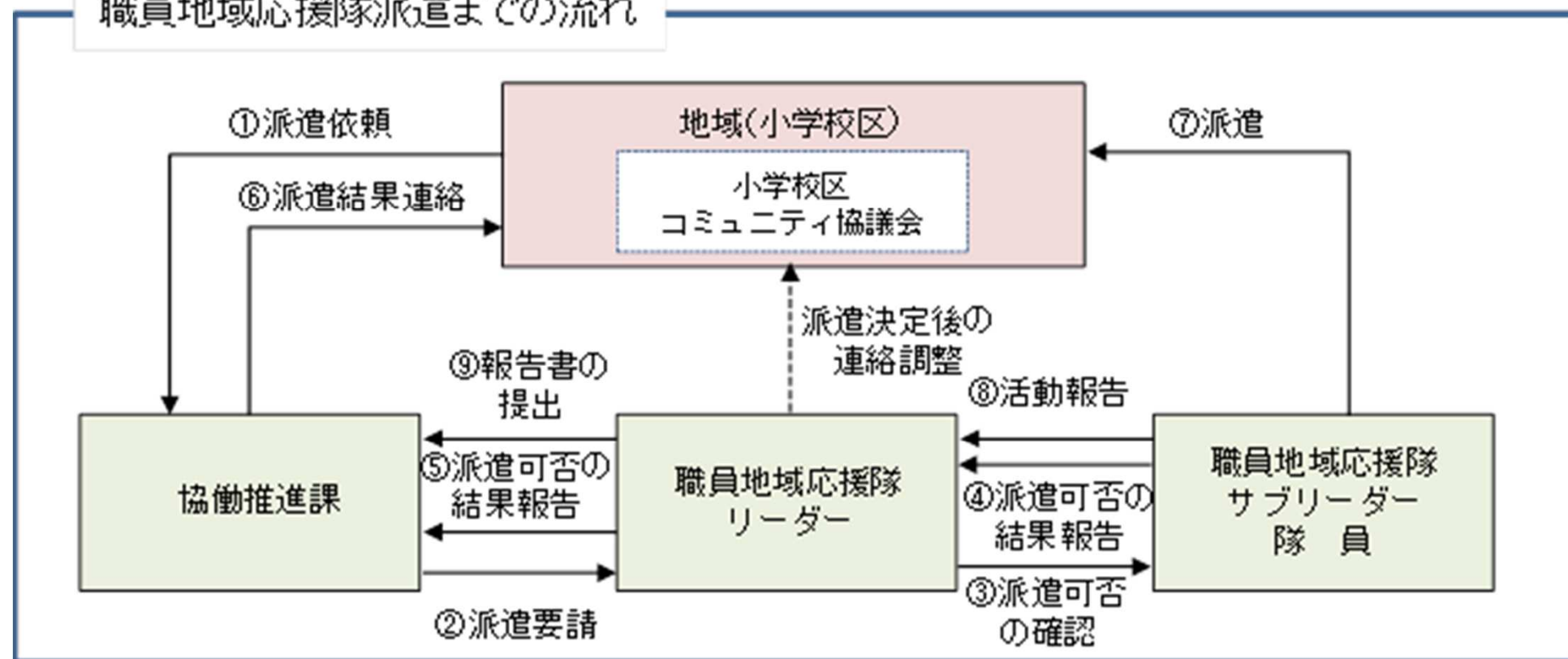
任務の実施内容、分担に基づき、積極的に任務を遂行する。リーダーを補佐し、リーダーが欠けるときは、代行する。



※隊の発足基準は、最低7名を想定。

派遣までの流れ

職員地域応援隊派遣までの流れ



各校区コミュニティ協議会の特徴①



西牟田校区
コミュニティ協議会



筑後北校区
コミュニティ協議会



二川校区
コミュニティ協議会



古島校区
コミュニティ協議会



松原校区
コミュニティ協議会



水田校区
コミュニティ協議会



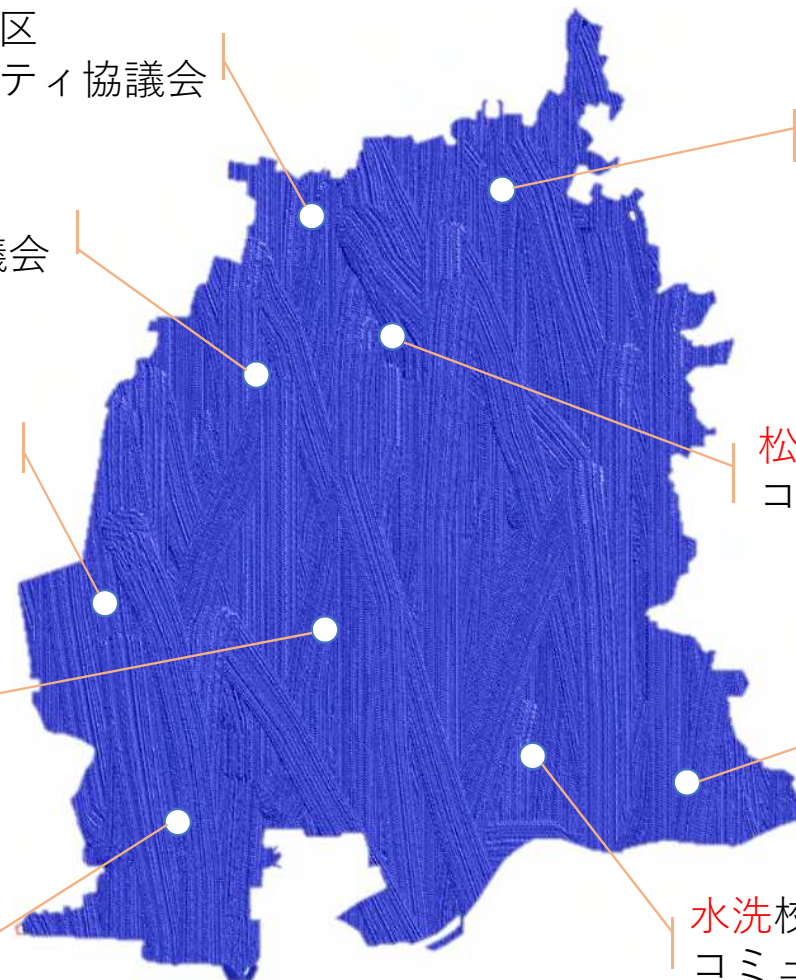
古川校区
コミュニティ協議会



下妻校区
コミュニティ協議会



水洗校区
コミュニティ協議会



各校区コミュニティ協議会の特徴②

下妻校区コミュニティ協議会

【校区人口】 1,527人

【H31事業費】 4,193,704円

【主な事業】 下妻校区の伝統行事や名所を紹介する独自のカレンダー作成、小学校と校区民の合同運動会、広報紙「みどりの風」の発行 など



事務所：下妻小学校プール管理棟

水田校区コミュニティ協議会

【校区人口】 5,452人

【H31事業費】 1,789,163円

【主な事業】 水田コミュニティセンターの指定管理受託、住民健診啓発活動、左義長の実施、広報紙「水田っ子」の発行、コミュニティ自動車「水田っ子号」の運行 など



事務所：水田コミュニティセンター内

各校区コミュニティ協議会の特徴③

古川校区コミュニティ協議会

【校区人口】 2,831人

【H31事業費】 1,250,933円

【主な事業】 和っしょい古川食堂（地域食堂）の開催、広報紙「和っしょい古川」の発行、しめ縄づくり、小学校との総合運動会など



事務所：旧 J A 福岡八女古川支所

古島校区コミュニティ協議会

【校区人口】 1,452人

【H31事業費】 2,501,745円

【主な事業】 学童保育所の運営、農村公園の管理受託、芋掘り、麦踏みフェスタ、児童や幼児のためのコンサート会、左義長、広報紙「はんざり」の発行、コミュニティ自動車「のらんの号」の運行など



事務所：古島小学校学童保育所内

各校区コミュニティ協議会の特徴④

二川校区コミュニティ協議会

【校区人口】 2,985人

【H31事業費】 2,472,354円

【主な事業】 みんなの公園管理受託、二川校区ウォーキング大会、グラウンドゴルフ大会の開催、広報紙の発行、コミュニティ自動車「絆二川号」の運行など



事務所：島公民館（二川小学校北側）

筑後北校区コミュニティ協議会

【校区人口】 5,771人

【H31事業費】 7,067,865円

【主な事業】 市北部交流センター「チクロス」の管理受託、ほっけんぎょう、グラウンドゴルフ大会の実施、夏休みこどものひろばの開催など



事務所：市北部交流センター（チクロス）内

各校区コミュニティ協議会の特徴⑤

西牟田校区コミュニティ協議会

【校区人口】 3,506人

【H31事業費】 993,220円

【主な事業】 通学道路・生活道路・遊び場安全点検、福祉援護者制度、多世代交流事業「昔の西牟田、今の西牟田」の実施、日帰りバス旅行、コミュニティ自動車「にしむたGO」の運行、広報紙の発行など



事務所：寛元寺公民館内

松原校区コミュニティ協議会

【校区人口】 6,518人

【H31事業費】 2,713,314円

【主な事業】 サマースクールの開催、高齢者の居場所づくり「ささえあいのまちづくり」事業、さぎっちょの実施、コミュニティ自動車「まつばら号」の運行など



事務所：熊野区公民館内

各校区コミュニティ協議会の特徴⑥

水洗校区コミュニティ協議会

【校区人口】 2,483人

【H31事業費】 1,480,606円

【主な事業】 グラウンドゴルフ大会、日帰りバスハイク、校区ウォーキング大会の開催、通学合宿の支援、広報紙の発行など



事務所：個人宅

◆各校区の取り組みについて

- 防犯及び防災に関する活動（安全安心なまちづくり）
- 地域の伝統文化、行事、歴史等の継承に関する活動
- 福祉、健康づくり及び高齢者の活動支援に関する活動
- 子育て及び教育支援に関する活動

各校区、活動内容を周知するため、毎月広報紙を発行。SNSでの情報発信も順次開始。

地域課題把握のための協議の場の設定

【地域へのアンケート実施】 R1.8～

校区コミュニティ協議会が設立されている地域を対象にアンケートの実施



【協議の場（1回目）】 R1.11～

各校区の役員会でアンケートの概要、結果説明



【協議の場（2回目）】 R1.12～

アンケート結果をもとに各校区で意見交換会を実施、課題の掘り起こし



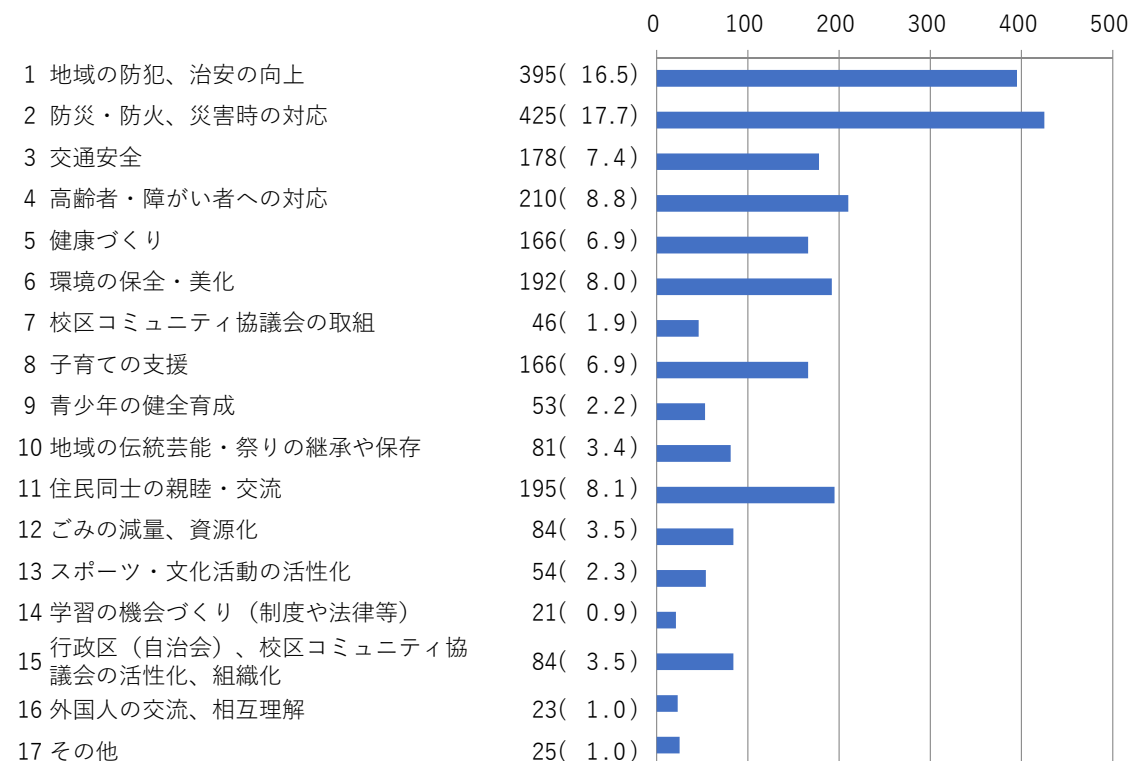
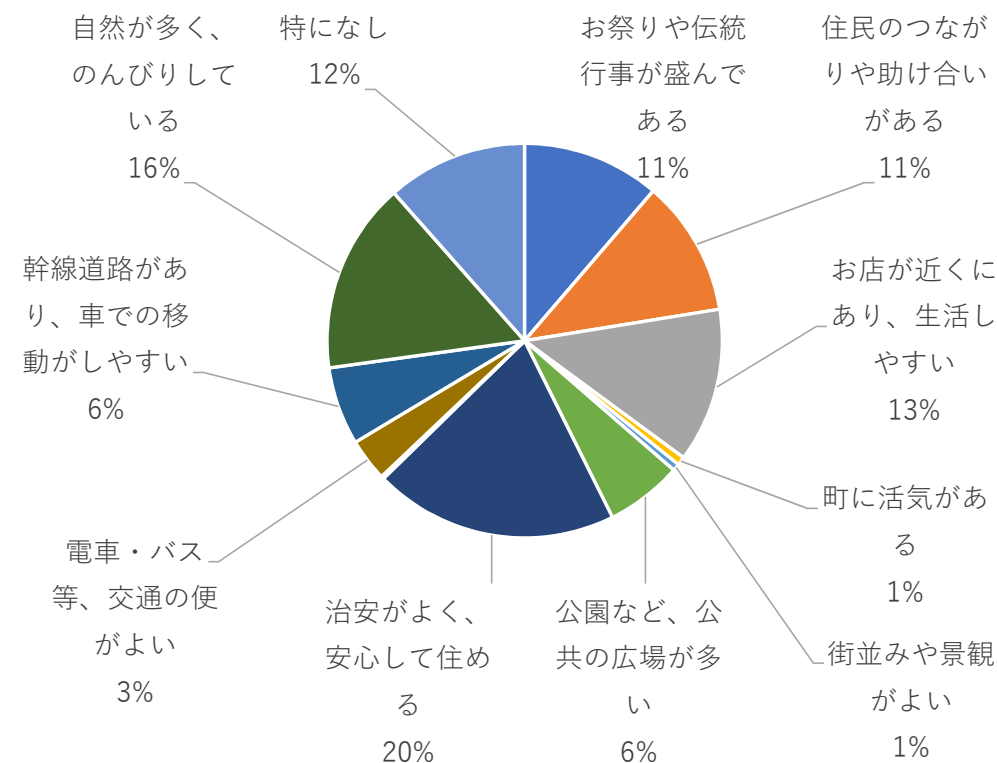
【協議の場（3回目）】 R2.1～

2回目に出し合った課題の対応策を検討

地域の満足点、課題（アンケート抜粋）

Q：お住まいの小学校区で、あなたが満足している点はどれですか。

Q：地域で取り組むべき課題は、どんなことでしょうか。



「校区コミュニティ協議会アンケート」結果

意見交換会

【目的】 校区（地域）の特徴や課題を掘り起こし、参加者全員で共有する。

【内容】 校区コミュニティ協議会の役員を中心に、校区内の公民館長や子ども会、老人会など各種団体の代表が参加し、1班5名程度のワークショップ形式で実施

【テーマ】 ① 地域の魅力や大切にしたい地域資源・続けていきたい取り組み
② 地域で困っていること・解決に必要なコトやモノ

【進行】 ① 個人で付箋にテーマごとの意見を書き出す。
② 各自で書き出した意見を模造紙に貼り、グループで共有しながら、連想、発展アイデアを出す。
③ グループ発表



課題の対応策の検討

意見交換会で出された特徴や課題をテーマ毎に分類



分類したテーマに沿って、取り組みに必要な人材、資源、資金を検討



テーマごとの重要度や優先順位を検討し、次年度の事業実施を考える



協議の結果、新しい事業を計画する校区が出てきた

今後の課題

- ・過去に実施してきた意見交換会は地域から行政へ意見が出される形式で、内容は要望・陳情が多かった。
- ・初めてワークショップ形式の意見交換会を実施し、地域の方から「こういう機会を増やしていきたい」「会議では出にくい若い世代の意見が聞けた」などプラスの意見が多く聞かれ、話し合うことの大切さに改めて気付かされた。



- ・協議の場を継続していこうとした矢先、新型コロナウイルス感染症の拡大により、途中でストップ。
- ・コロナ禍において、集まることができない中、協議の場をどうするか、またどのようなかたちで地域活動を継続していくのか検討を重ねる。

御清聴ありがとうございました